

全ての加工食品（輸入品を除く）に 原料原産地表示が必要です

平成29年9月1日、食品表示基準が改正・施行され、輸入品を除く全ての加工食品について、原料原産地名を表示することが義務付けられました。
なお、この改正への対応のための経過措置期間は、令和4年3月31日までで終了しています。

対象原材料

国内で製造された全ての加工食品の一番重い原材料

原則の表示方法

1 一番重い原材料が**生鮮食品**の場合は、その**産地**を表示

2 一番重い原材料が**加工食品**の場合は、その**製造地**を表示

※重量順位2位以降についても任意で表示することが可能です。

		対象原材料が生鮮食品	対象原材料が加工食品						
記載方法		対象原材料名（○○） <table><tr><td>原材料名</td><td>豚肉（国産）、…</td></tr></table>	原材料名	豚肉（国産）、…	対象原材料名（○○製造） <table><tr><td>原材料名</td><td>小麦粉（国内製造）、…</td></tr></table>	原材料名	小麦粉（国内製造）、…		
原材料名	豚肉（国産）、…								
原材料名	小麦粉（国内製造）、…								
○○に入る地名	国産品	「国産」「日本」など国産である旨を表示 国産である旨に代えて次の表示も可 <table><tr><td>農産物</td><td>都道府県名 その他一般に知られている地名</td></tr><tr><td>畜産物</td><td>主たる飼養地が属する都道府県名 その他一般に知られている地名</td></tr><tr><td>水産物</td><td>生産（採取及び採捕を含む）した水域の名称 水揚げした港名 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名 その他一般に知られている地名</td></tr></table>	農産物	都道府県名 その他一般に知られている地名	畜産物	主たる飼養地が属する都道府県名 その他一般に知られている地名	水産物	生産（採取及び採捕を含む）した水域の名称 水揚げした港名 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名 その他一般に知られている地名	「国内製造」と表示 都道府県名その他一般に知られている地名による表示も可 例：小麦粉（千葉県製造） 中間加工食品に使用された生鮮食品の産地を表示する場合 × 小麦粉（国産） ○ 小麦粉（小麦（国産））
	農産物	都道府県名 その他一般に知られている地名							
畜産物	主たる飼養地が属する都道府県名 その他一般に知られている地名								
水産物	生産（採取及び採捕を含む）した水域の名称 水揚げした港名 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名 その他一般に知られている地名								
	輸入品	原産国名を表示 ※その他一般に知られている地名の表示は不可 対象原材料が水産物の場合は、水域名の併記が可能	「○○製造」と製造国名を表示 例：小麦粉（アメリカ製造）						

原料原産地名の表示箇所

原材料名の後ろに表示

原材料名	豚肉（ <u>国産</u> ）、たまねぎ、…
------	------------------------

原料原産地名欄を設けて表示

原材料名	豚肉、たまねぎ、…
原料原産地名	<u>国産</u> （ <u>豚肉</u> ）

地名を先に表示する 原材料が複数ある場合には対象原材料名を表示する

産地が2か所以上ある場合

原則：国別重量順表示

使用割合の高い順に「、」でつなげて表示

原材料名	豚肉（国産、デンマーク）、…
------	----------------

【注意】
表示している産地はどの時期も必ず使用
使用している産地の重量順は常に固定

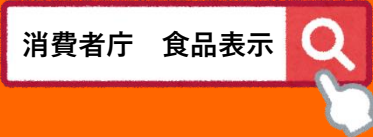
例外：又は表示・大括り表示

産地切換え等により、国別重量順表示が困難な場合は、下表のような表示も可能。
※下表の表示をする際は、一定期間の原産地ごとの重量順位の変動や産地切換えがあることを示す資料等、根拠となる書類の保管が必要。

名称	表示例	表示の条件		
又は表示	<table><tr><td>原材料名</td><td>豚肉(国産又はデンマーク)</td></tr></table> ※豚肉の産地は令和〇年の使用実績順	原材料名	豚肉(国産又はデンマーク)	・表示している全て又は一部の産地を使用 ・表示にない産地は使用していない ・一定期間の使用実績又は使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要。
原材料名	豚肉(国産又はデンマーク)			
大括り表示	<table><tr><td>原材料名</td><td>豚肉(輸入)</td></tr></table>	原材料名	豚肉(輸入)	・3か国以上の外国の産地の重量順が変動 ・国産品は使用せず、輸入品のみを使用
	原材料名	豚肉(輸入)		
<table><tr><td>原材料名</td><td>豚肉(国産、輸入)</td></tr></table>	原材料名	豚肉(国産、輸入)	・国産品と輸入品をどの時期も必ず使用 ・国産品と輸入品を比較した場合、重量順が常に固定	
原材料名	豚肉(国産、輸入)			
又は+大括り表示	<table><tr><td>原材料名</td><td>豚肉(国産又は輸入)</td></tr></table> ※豚肉の産地は令和〇年の使用実績順	原材料名	豚肉(国産又は輸入)	・大括り表示でも表示が困難 ・一定期間の使用実績又は使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要。
原材料名	豚肉(国産又は輸入)			

なお、農産物漬物・野菜冷凍食品・うなぎ加工品・かつお削り節・おにぎりののりの5品目には、個別の原料原産地表示ルールがあります。

詳細は、
消費者庁HP
「食品表示法等（法令及び一元化情報）」



消費者庁パンフレット
「早わかり食品表示ガイド」



農林水産省パンフレット
「新しい原料原産地表示制度
事業者向け活用マニュアル」

